

亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・ 亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務仕様書

本仕様書は、亀岡市(以下、「本市」という。))が行う「亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務」(以下、「本業務」という。))の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
策定業務

2. 業務の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法)に基づき、平成18年に「亀岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、事務事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組み、上位計画である「第3次亀岡市環境基本計画」においては、「二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり」を重点目標に掲げている。令和3年2月に表明した「かめおか脱炭素宣言」では、脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業所とともに 2050 年カーボンニュートラルを目指すこととしている。

国においては、2050年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の見直し、地球温暖化対策推進法の改正などが行われ、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わりつつある。

本業務では、それらの背景を踏まえて、市域の温室効果ガスの現状把握・将来推計、再生可能エネルギーの導入可能性調査・導入目標などを定める再生可能エネルギー導入戦略を示すとともに、SDGs 未来都市として持続可能性の観点も取り入れながら、「亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「実行計画」という。))を策定することとする。

3. 業務の内容

本業務は、環境省補助事業(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 1 号事業の 1)を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。

また、本市の上位計画や関連計画、国・府の関連計画との整合性を十分に図るとともに、改正地球温暖化対策推進法第 21 条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画とする。

なお、最終的には、亀岡市再生可能エネルギー導入戦略を包括した亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)をまとめることを目標とする。

【 亀岡市再生可能エネルギー導入戦略に関すること 】

① 将来イメージの整理

地球温暖化に関する国内外の動向を調査するとともに、本市の取り組みの成果や課題、上位・関連計画で定める計画期間や目標などについて整理し、将来イメージをまとめる。

② 温室効果ガス排出量削減目標の試算

・現況分析、基礎情報の収集

環境省マニュアル等の考え方に基づき、本市の気象条件、土地利用、人口推移、産業状況、エネルギー消費実態、技術動向の調査・整理を行い、温室効果ガス排出量・吸収量及びエネルギー消費量等について部門別で算定し、平成25年度(実行計画の基準年度)の排出量からの増減状況について比較し、部門別の要因等を分析する。

・将来推計と目標試算

将来の温室効果ガス排出量の推計および対策ケース(BAU 及び対策ケース)を複数パターンで行うとともに、その結果をふまえ、2050 年を前提に中間地点(2030年)の削減目標も試算する。試算にあたっては以下に示す項目の調査内容、結果も含めて検討する。

③ 取組類型ごとの温室効果ガス削減目標の試算

地域全体の脱炭素化を効果的に進めるため、②で試算した削減目標を取組類型(部門別)ごとに細分化して示す。

④ 再生可能エネルギーの導入可能性の検討

本市の社会的経済的条件から地域の特性を分析し、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき課題を整理する。その上で、本市における再エネ導入の可能性(ポテンシャル)について、制約要因(土地利用、法規制、利用技術、経済性)を勘案し、複数の条件下において調査、検討する。検討にあたっては、再エネの種別、規模、導入場所・方法・体制に加え、費用対効果、社会的効果、経済的效果等を考慮すること。また、耐用年数を過ぎた太陽光パネルの廃棄問題など、計画策定段階だけでなく将来的に発生する課題について十分検討し、持続可能な再生可能エネルギーの導入方法を提示すること。

⑤ 取組類型ごとに必要な事業・施策の検討

再エネ導入目標と地域の課題解決を同時に達成するための施策を検討する。検討にあたっては、以下の施策について考慮すること。特に、かめおかふるさとエナジー(株)の活用策及び地域経済の活性化案、地域レジリエンスの強化につながる施策案を含むこと。

(ア) 再エネの利用促進

(イ) 事業者・住民の削減活動促進

(ウ) 地域環境の整備

(エ)循環型社会の形成

(オ)環境・経済・社会の総合的課題解決するための施策

(カ)その他、本市の地域特性を踏まえた具体的でかつ実行可能な施策

⑥ 再生可能エネルギーの導入目標等の検討

市域の再エネ導入の可能性(ポテンシャル)や将来のエネルギー消費量をふまえ、再エネ利用促進について、2050 年を前提に中間地点の再エネ導入目標を検討する。設定にあたっては導入効果について検討し、脱炭素の実現のみならず地域課題の解決につながるものとする。

あわせて、改正地球温暖化対策推進法の求める「再生可能エネルギー事業の促進区域」について、市域における設定の可能性や範囲、効果などの検討を行う。

⑦ 再エネロードマップの検討

温室効果ガス排出量の将来推計をふまえ、2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けた地域の将来ビジョンと達成のための脱炭素シナリオを作成し、再エネ導入目標達成に向けたロードマップを作成する。令和3年度に「亀岡市第3次亀岡市基本計画」策定にあたって実施した市民事業者へのアンケート結果等を加味するなど、効果的な手法により検討する。

【 亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に関すること 】

⑧ 区域施策編の検討

・実行計画(素案)の作成

上記の調査結果及び施策内容を計画書(素案)としてとりまとめる。

・パブリックコメントの実施

計画素案についてパブリックコメントを実施するため、意見の整理と対応案の作成を行う。

・計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

⑨ 実行計画書の作成

実行計画書の編集・校正・修正作業を行う。写真・イラスト・図表を使用し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。本計画に合致する副題を入れるほか、コラムを挿入する。フォントはユニバーサルデザインフォントを使用する。

【 その他の業務に関すること 】

⑩ 打ち合わせ会議

円滑な業務実施のため、業務計画表に基づきプロジェクト管理を行うとともに、打ち合わせ

会議を開き、進捗の共有と方向性の整理等を行う。業務計画表の内容にあわせ、進捗状況報告書を適宜提出し、主要な協議事項があった場合は打合せ等の記録簿を提出すること。

⑪ 審議会

実行計画を審議する有識者・市民を集めた会議への出席(3回程度)および会議資料の作成、説明、議事録のとりまとめを行う。※当該会議は、市が組織する協議会を予定している。

⑫ その他支援業務

・関係官公庁への手続き

業務の実施にあたり、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は本市に報告の上、速やかに行うこと。また、補助金等に係る関係書類の提出、報告に際しては資料提供等の支援を行うこと。

・中間報告等の支援

本市が、本業務について行政内外への報告、説明等が必要であると判断した場合、資料の作成及び説明会等に参加すること。

4. 履行期間

契約締結日から令和 5 年2月22日まで

5. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

① 業務報告書 1部

② 計画素案 1部

③ 亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

計画書 A4 版、カラー、100 頁程度 300部

概要版 A4 版、カラー、4頁 500部

③ その他本業務で取得又は作成した資料 1式

④ 上記データを格納した電子データ(CD-R) 1部

(2)成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本市に移転するものとする。

(3)成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4)納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5)本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

6. 提出書類

(1) 契約締結後、5 日以内に提出するもの(各1部)

- ① 着手届
- ② 業務主任担当者届(統括責任者及び管理責任者の氏名・生年月日・履歴書・業務に関する資格を証明するもの)
- ③ 業務計画表

(2) 適宜提出するもの

- ① 打合せ等の記録簿(主要な協議事項があった場合)
- ② 進捗状況報告書

(3) 業務完了時に提出するもの(各1部)

- ① 納品書
- ② 完了届
- ③ 目的物引渡書
- ④ 請求書

7. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、亀岡市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。